

令和8年 中之条町農業委員および農地利用最適化推進委員

募集要領

【共通事項】

- 受付期間 令和8年2月16日（月）～ 3月30日（月）
※土・日曜日、祝日を除く
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 受付場所 農業委員会事務局（町役場農林課内）
- 申込方法 農業委員会事務局に用意してある推薦用紙・応募用紙を受け取るか、町ホームページからダウンロードし必要事項を記入して、直接窓口へ提出してください
※郵送の場合3月30日（月）の消印有効で、事務局まで
- 公表 推薦・応募された内容は、一部を除き募集期間中および募集終了後に町ホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください
- 兼務 農業委員と農地利用最適化推進委員は、兼務できません
- 選考方法 募集締め切り後に候補者の審査を行い、選定します
- お問い合わせ先
中之条町農業委員会 事務局
〒377-0494
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091
中之条町役場農林課内
電話：0279-75-8813（直通）
FAX：0279-75-6562
Email：nouchi@town.nakanojo.gunma.jp

【農業委員の募集】

- 職 種 農業委員（非常勤の特別職の中之条町職員）
- 募集人数 13名
- 業務内容 農地の権利移動等の許可・決定、農地転用許可への意見の審議、違反転用への対応、遊休農地に対する措置、担い手への農地利用の集積集約化に向けた推進、地域計画の話し合いへの参加、必要に応じて施策についての改善意見の提出等、毎月実施する会議への出席、各種研修会等への出席
- 募集要件 次のいずれにも該当する者
- ①農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会業務を適切に行うことができる者
 - ②町内に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない
 - ③町が設置する他の付属機関等の委員でない者
 - ④町の職員でない者
 - ⑤中之条町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと
 - ⑥破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ⑦拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者
- 委員の構成条件
- ①委員の7人以上が認定農業者及び認定農業者に準ずる者が占めること
- ※農業者に準ずる者は以下の者をいう
- イ：認定農業者等であった者
 - ロ：認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
 - ハ：認定就農者である個人(農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者)
 - ニ：認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人(当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者)
 - ホ：農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員(特定農業団体など)
 - ヘ：農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込ま

れるもの

ト：農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ：農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者（指導農業士、農業経営士、青年農業氏、普及指導協力員、農業女性アドバイザー等）

リ：基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（基本構想水準到達者）である個人

ヌ：基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

②農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）1名以上

③女性、青年の登用を積極的に進めること

○任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

○募集方法

[推薦]（3名以上の個人推薦又は団体推薦）

- ・推薦をする者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢、性別
- ・推薦をする者が団体等の場合は、名称、目的、構成員の人数と資格、代表者又は管理人の氏名・住所・職業・生年月日・年齢・性別
- ・推薦を受ける者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・推薦を受ける者が認定農業者及び認定農業者に準ずる者に該当するか否かの別
- ・推薦の理由
- ・推薦をする者が同一の者について農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦しているか否かの別

[応募]

- ・応募する者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・応募者が認定農業者及び認定農業者に準ずる者に該当するか否かの別
- ・応募の理由
- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に応募しているか否かの別

○任命方法

被推薦者・応募者について評価委員会で審議を経た後、町議会の同意を得て町長が任命する

【農地利用最適化推進委員の募集】

- 職 種 農地利用最適化推進委員（非常勤の特別職の中之条町職員）
- 募集人数 19名
- 業務内容 担当区域における農地の貸し借りの調整等の現場活動、農地パトロールや利用状況調査（農地の全筆現況確認）、地域計画の話し合いへの参加、農地転用許可の現地調査、必要に応じて毎月実施する農業委員会総会での意見報告、各種研修会等への出席
- 募集要件 次のいずれにも該当する者
①農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者
②町内に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない
③町が設置する他の付属機関等の委員のうち、人事委員会委員及び公平委員会委員でない者
④町の職員でない者
⑤中之条町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと
- 任 期 委嘱された日から令和11年7月19日までの約3年間
- 募集方法 [推薦]（3名以上の個人推薦又は団体推薦）
・推薦する区域
・推薦をする者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢、性別
・推薦をする者が団体等の場合は、名称、目的、構成員の人数と資格、代表者及び管理人の氏名・住所・職業・生年月日・年齢・性別
・推薦を受ける者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
・推薦の理由
・推薦をする者が同一の者について農地利用最適化推進委員及び農業委員の両方に推薦しているか否かの別
[応募]
・応募する区域
・応募する者の氏名、住所、職業、生年月日、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
・応募の理由
・農地利用最適化推進委員及び農業委員の両方に応募しているか否かの別
- 任命方法 被推薦者・応募者について農業委員会総会による審議を経た後、農

業委員会が委嘱する

○農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の区域（推薦・応募する区域）

区 域 名	区 域 の 範 囲	募集人員
西中之条・中之条町	大字西中之条全域、大字中之条町全域	1
伊勢町	大字伊勢町全域（字只則を除く）	1
青山・市城・只則	大字青山全域、大字市城全域 （大字伊勢町字只則を含む）	1
山田	大字山田全域 （字寺社原および字畠沢を除く）	1
折田	大字折田全域	1
上沢渡	大字上沢渡全域	1
下沢渡・寺社原	大字下沢渡全域 （大字山田字寺社原および字畠沢を含む）	1
四万	大字四万全域	1
岩本・大道	大字岩本全域、大字大道全域	1
五反田	大字五反田全域	1
蟻川	大字蟻川全域	1
平	大字平全域	1
横尾	大字横尾全域	1
大塚	大字大塚全域	1
赤坂・栃窪	大字赤坂全域、大字栃窪全域	1
赤岩・日影	大字赤岩全域、大字日影全域	1
太子・小雨・生須	大字太子全域、大字小雨全域、 大字生須全域	1
入山1	大字入山字世立・引沼・京塚・田代原	1
入山2	大字入山字和光原・根広・小倉・長平	1